

飼養衛生管理基準の見直しについて

平成28年10月6日
農 林 水 産 省
消費・安全局動物衛生課

家畜の所有者が遵守すべき衛生管理方法を定めている飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則別表第2。以下「基準」という。）については、家畜伝染病予防法第12条の3第3項に基づき、少なくとも5年ごとに再検討を行い、必要があると認めるときは、これを改正することとされているところ。

本年10月に現行基準が施行されて5年が経過することから、この間の家畜衛生をめぐる情勢等を踏まえ、法改正案を作成し、3月17日に本部会にお諮りしたところ。

その後、7月28日、第25回牛豚等疾病小委員会及び第53回家きん疾病小委員会において議論され、委員長一任の上御了承いただいた。

基準見直しの方針（案）

豚流行性下痢（PED）の疫学調査報告書、総務省による行政評価結果に基づく勧告等を踏まえ、以下のとおり見直しを行うこととしている。

- ① 家畜の排せつ物による病原体伝播の可能性が確認されたため、家畜の死体の保管並びに家畜の死体及び排せつ物を農場外に移動させる際の適切な措置を規定。
- ② 豚及びいのししにおいては、食品循環資源を原材料とする飼料の利用に当たり、原材料の詳細及び処理方法を把握していない事例が確認されたため、生肉が含まれる可能性がある飼料の加熱処理を規定。
- ③ 総務省による行政評価結果に基づく勧告において、農場における基準の遵守状況を的確に把握できるよう、基準の全項目を法第12条の4に基づく報告の対象とするべき旨の指摘があったため、同報告の様式（施行規則様式第14号）を改正。

※ ③については、飼養衛生管理基準そのものではないが、今回の基準見直しに伴い、都道府県の家畜防疫員が家畜飼養農場への指導を効率的に行えるようにするため、併せて見直すもの。

(別添)

飼養衛生管理基準の制定と改正の経緯

- 平成15年 食料・農業・農村政策審議会消費安全分科会家畜衛生部
会衛生管理小委員会
→ 日頃からの畜産農家における飼養に係る衛生管理の徹底を家畜の伝染性疾病の侵入防止及び発生予防措置の基礎とすることとした。
- 平成16年 飼養衛生管理基準の制定
→ 畜舎等を清潔に保つこと、車両消毒、手指・靴の消毒、家畜の健康観察等、基本的な10項目を策定。
- 平成22年 国内で口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザが発生
口蹄疫対策検証委員会等の専門家委員会
→ 飼養衛生管理の更なる徹底が家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防ぐために重要であると指摘
- 平成23年 飼養衛生管理基準の改正
→ 衛生管理区域の設定、立入りの制限、埋却等の準備、通報ルールの作成等、大幅に拡充。併せて、農林水産大臣は、少なくとも5年ごとに基準に再検討を加え、必要があると認めるときはこれを改正することを規定。
- 平成28年 飼養衛生管理基準の再検討
→ 3月 食料・農業・農村政策審議会 第26回家畜衛生部会に諮問
7月 食料・農業・農村政策審議会 第25回牛豚等疾病小委員会、第53回家きん疾病小委員会での技術的議論